

割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する規程 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成21・09・08商第4号）

新	旧
<p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準（1）～（3）（略） （削る）</p> <p>（4）・（5）（略） （削る）</p> <p>（6）～（17）（略）</p> <p>2. その他（略）</p> <p>第2 不利益処分（略）</p> <p>（別添1）（略）</p>	<p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）法第33条の3第1項の規定による登録包括信用購入あつせん業者の変更の届出</u> <u>法第33条の3第1項の規定による登録包括信用購入あつせん業者の変更の届出に係る審査基準は、法第33条第1項の規定による包括信用購入あつせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。</u></p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p><u>（7）法第35条の3の28第1項の規定による登録個別信用購入あつせん業者の変更登録</u> <u>法第35条の3の28第1項の規定による登録個別信用購入あつせん業者の変更登録に係る審査基準は、法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あつせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。</u></p> <p>（8）～（19）（略）</p> <p>2. その他（略）</p> <p>第2 不利益処分（略）</p> <p>（別添1）（略）</p>

<p>(別添2) (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>割賦販売法第33条の2第1項第11号及び第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 包括信用購入あっせん業者</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p><u>(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)(以下「犯収法」という。)の規定に基づく措置等に関することについて</u></p> <p><u>犯収法の規定に基づく取引時確認等の措置等に関する社内規則等を定め、当該社内規則等に基づき業務を実施する体制となっていること。</u></p> <p>3. 4. (略)</p>	<p>(別添2) (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>割賦販売法第33条の2第1項第11号及び第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 包括信用購入あっせん業者</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 4. (略)</p>
--	--